第32回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成29年５月26日（金曜日）
午前10時00分
（開場午前９時30分）

開催場所

東京都品川区大井一丁目50番５号
アワーズイン阪急
シングル館３階　A＋B会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

CONTENTS

■ 定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 3
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　当社と株式会社テスコとの株式交換契約承認の件
第３号議案　当社とシンプロメンテ分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件
第４号議案　定款一部変更の件
第５号議案　取締役５名選任の件
第６号議案　監査役３名選任の件

（添付書類）
■ 事業報告 …… 24
■ 計算書類 …… 36
■ 監査報告書 …… 54

シンプロメンテ株式会社

証券コード：6086

ShinPro Maint

証券コード　6086
平成29年５月11日

株　主　各　位

東京都品川区東大井二丁目13番８号
シンプロメンテ株式会社
代表取締役会長兼社長　内藤　秀雄

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年５月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年５月26日（金曜日）午前10時00分　開場午前9時30分

2. 場　　所　東京都品川区大井一丁目50番５号
アワーズイン阪急　シングル館３階　Ａ＋Ｂ会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項　第32期（自 平成28年３月１日　至 平成29年２月28日）事業報告の内容および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　当社と株式会社テスコとの株式交換契約承認の件
第３号議案　当社とシンプロメンテ分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件
第４号議案　定款一部変更の件
第５号議案　取締役５名選任の件
第６号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.shin-pro.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
・株主総会参考書類　第２号議案に関する事項（株式会社テスコの最終事業年度に係る計算書類等の内容）
◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（http://www.shin-pro.com/）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、当社の業績及び将来の会社を取り巻く環境などを勘案しながら実施しております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては１株につき32円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金32円　総額53,864,224円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年５月29日

第２号議案　当社と株式会社テスコとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社テスコ（以下、「テスコ」といいます。）は、両社取締役会の決議に基づき、平成29年９月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、テスコを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを合意し、平成29年４月27日付で株式交換契約を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本株式交換は、当社及び株式会社乃村工藝社（以下、「乃村工藝社」といいます。）が平成29年4月27日付で締結いたしました資本業務提携契約及び合弁契約に基づく資本業務提携（以下、「本提携」といいます。）の一環として行うものであり、本株式交換により、乃村工藝社は、当社の発行済株式総数の約10％（182,808株）を保有することとなる予定です。本提携の内容等については、「個別注記表」「10.重要な後発事象に関する注記」「(株式会社乃村工藝社との資本業務提携及び合弁契約)」をご参照ください。

1．本株式交換の目的及び理由

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

一方、テスコにつきましては、飲食店を中心とする店舗設備・機器（ファシリティ）のメンテナンス及び新設・改装を主要な事業内容とする会社で、現在は、乃村工藝社の完全子会社であります。乃村工藝社は、「われわれは 人間尊重に立脚し 新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する」という経営理念のもと、連結子会社12社を含めた乃村工藝社グループでディスプレイ事業を中心に事業展開をしております。

当社と乃村工藝社（以下、「両社」ということがあります。）は、本提携により、当社がテスコを完全子会社化したうえで、店舗メンテナンス事業のグループ運営体制を構築し店舗メンテナンス業界でナンバーワンとなること、その上で、店舗内装等ディスプレイ業界ナンバーワンである乃村工藝社グループとの協業をもとに、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的としております。

これらにより、両社の「事業ネットワーク」「サービス」「人材」に係る経営資源及びノウハウの統合強化、並びに売上規模の拡大によるスケールメリットの追求により、経営基盤を一層強固なものとしつつ、両社の事業機会を拡大させ、もって相互の企業価値の向上をはかることを目指しております。

2．本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、テスコを株式交換完全子会社とする株式交換です。

3．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書

シンプロメンテ株式会社（以下「シンプロメンテ」という。）及び株式会社テスコ（以下「テスコ」という。）は、平成29年4月27日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本株式交換）

シンプロメンテ及びテスコは、本契約の規定に従い、シンプロメンテをテスコの株式交換完全親会社、テスコをシンプロメンテの株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、シンプロメンテは、本株式交換により、テスコの発行済株式の全部を取得する。

第２条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

シンプロメンテ及びテスコの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) シンプロメンテ（株式交換完全親会社）

商号：シンプロメンテ株式会社

住所：東京都品川区東大井二丁目13番8号

(2) テスコ（株式交換完全子会社）

商号：株式会社テスコ

住所：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

第３条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

１．シンプロメンテは、本株式交換に際して、本株式交換によりシンプロメンテがテスコの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるテスコの株主（以下「対象株主」という。）に対し、テスコの株式に代わり、①その所有するテスコの株式の合計数に0.014067を乗じて得た数のシンプロメンテの普通株式、及び②同合計数に金46円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。

２．シンプロメンテは、本株式交換に際して、対象株主に対し、その所有するテスコの株式1株につき、シンプロメンテの普通株式0.014067株及び金46円の金銭を割り当てる。

第４条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）
本株式交換に際して増加するシンプロメンテの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、シンプロメンテが適当に定める。

第５条（本効力発生日）
本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年9月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、シンプロメンテ及びテスコは、協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）
1．シンプロメンテは、平成29年5月下旬開催予定の定時株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2．テスコは、平成29年5月下旬開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認に関する決議（書面決議を含む。）を求める。
3．前二項に定める手続について、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、シンプロメンテ及びテスコは協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）
1．シンプロメンテ及びテスコは、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめシンプロメンテ及びテスコにおいて協議し合意のうえ、これを行う。
2．前項の規定にかかわらず、シンプロメンテは、以下の契約を本締結日と同日付にて締結する。
(1) 株式会社乃村工藝社との間の資本業務提携契約
(2) 株式会社乃村工藝社との間の合弁契約
(3) シンプロメンテ分割準備株式会社との間の吸収分割契約

第８条（本株式交換の条件変更及び中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、シンプロメンテ若しくはテスコの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、シンプロメンテ及びテスコは、協議し合意のうえ、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までにシンプロメンテ若しくはテスコの株主総会の決議による承認が得られなかった場合、又は前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。

第10条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

シンプロメンテ及びテスコは、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、シンプロメンテ及びテスコは、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年４月27日

シンプロメンテ：東京都品川区東大井二丁目13番8号
シンプロメンテ株式会社
代表取締役会長兼社長　内藤 秀雄 ㊞

テスコ：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
株式会社テスコ
代表取締役社長　岡本 賢二　　㊞

4．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第１号）

（1）本株式交換に際して交付する株式の数またはその算定方法及びその株式の割当ての相当性に関する事項

①株式交換に係る割当の内容

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	テスコ （完全交換完全子会社）
本株式交換に係る交換比率	1	0.034976

（注）1．株式等の割当比率

テスコの株式１株につき、シンプロメンテの普通株式0.014067株及び金46円の金銭が割当て交付されます。当該対価は、上記交換比率を踏まえ、本株式交換に際して当社が交付する株式数について当社発行済株式総数の10％を目途とする旨の両社の合意に基づき決定されたものです。

2．本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により、テスコの株主である乃村工藝社に対して、普通株式182,808株を交付する予定で、効力発生日の直前時において保有する自己株式をもって充当する予定であります。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社及び乃村工藝社は、本株式交換に用いられる交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定にあたって、その公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はあいわ税理士法人を、乃村工藝社は株式会社青山トラスト会計社（以下、「青山トラスト」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、下記②のとおり、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果と、当社及びテスコのそれぞれの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案のうえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であるとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成29年４月27日開催の当社の取締役会及びテスコ並びに乃村工藝社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

あいわ税理士法人及び青山トラストは、当社及びテスコ並びに乃村工藝社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定に関する事項

あいわ税理士法人は、当社については、同社が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成29年４月26日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各終値平均値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。テスコについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

ＤＣＦ法の算定にあたっては、テスコの平成36年２月期までの事業計画に基づいて行っております。なお、事業計画につきましては、安定的なメンテナンスの受注を計画しておりますが、ソフトウェアの減価償却費の額が減少することによって大幅な増益を見込んでおります。

一方、ＥＢＩＴＤＡにおいては、減価償却額の影響を受けないため、大幅な変動は見込んでおりません。

当社株式１株当たりの株式価値を１とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	テスコ	
市場株価平均法	ＤＣＦ法	0.033043～0.040904

他方、青山トラストは、当社については、同社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成29年４月26日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各終値平均値を基に分析しております。）を採用して算定を行ったとのことです。テスコについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行ったとのことです。

当社株式１株当たりの株式価値を１とした場合の算定結果は、以下のとおりとなったとのことです。

採用方法		株式交換比率の算定結果
当社	テスコ	
市場株価平均法	ＤＣＦ法	0.026620～0.038095

③上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

④公正性を担保するための措置

本株式交換に際して交付される当社普通株式数及び金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社は当社から独立した第三者算定機関として、あいわ税理士法人を選定し、テスコ株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。なお、当社は、あいわ税理士法人から本株式交換における交換対価の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

⑤利益相反を回避するための措置

当社及びテスコにおいて役員の兼務はなく、利益相反関係が生じることがないため、特段の措置を講じておりません。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

この取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額　　0円

増加する資本準備金の額　会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額

増加する利益準備金の額　0円

5．会社法第768条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第２号）

該当事項はありません。

6．株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第３号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

テスコの最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.shin-pro.com/）に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

株式交換の実行までにテスコは、乃村工藝社に対し剰余金の配当（平成29年２月期に係る確定決算に基づき算定される分配可能額の全額として1,354百万円を予定。）を実施いたします。

7．当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第４号）

本議案に記載のとおり、当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、乃村工藝社との間で資本提携及び業務提携を行うことを決議し、両社間で資本業務提携契約及び合弁契約を締結いたしました。

また、第３号議案に記載のとおり、当社は、平成29年３月30日に設立したシンプロメンテ分割準備株式会社との間で、平成29年９月１日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、当該分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を、平成29年４月27日付で締結いたしました。

第３号議案　当社とシンプロメンテ分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴い、当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（メンテナンス事業）をシンプロメンテ分割準備株式会社（以下、「本分割準備会社」といいます。）に承継させる分社型吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、本分割準備会社との間で本件分割に係る吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、吸収分割契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、持株会社体制への移行につきましては平成29年９月１日を効力発生日とするテスコとの株式交換とともに、本定時株主総会において承認を受けた上で、当該株式交換の効力の発生を条件に平成29年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

１．吸収分割契約の目的及び理由

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

そのメンテナンス事業を基盤事業として安定的に規模を拡大してまいりましたが、この度、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的として乃村工藝社と資本提携及び業務提携（以下、「本提携」といいます。）についての契約、また、その本提携の一環として、テスコを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

この戦略遂行を迅速に当社の企業価値の向上につなげるためにも、各事業会社の責任体制の明確化を図るとともに、今後、M＆A戦略を機動的かつ迅速に進めていくためにもグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定しております。

２．吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書

シンプロメンテ株式会社（以下「甲」という。）及びシンプロメンテ分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割により、甲を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

（1）甲（吸収分割会社）

商号： シンプロメンテ株式会社

住所： 東京都品川区東大井二丁目13番8号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号： シンプロメンテ分割準備株式会社

住所： 東京都品川区東大井二丁目13番8号

第３条（承継する権利義務）

１． 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

２． 前項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第４条（吸収分割に際して交付する金銭等）
　甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、乙は、本件分割に際して、甲に対し、本承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第５条（資本金及び準備金の額に関する事項）
　乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第６条（効力発生日）
　本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年9月1日とする。但し、本件分割に係る手続の進行に応じ必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第７条（分割承認決議等）
　甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第８条（善管注意義務）
　甲は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の遂行及び財産の管理をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす事項を行う場合には、予め乙と協議の上、これを実行する。

第９条（本契約の効力）
１．本件分割の効力発生は、甲を株式交換完全親会社、株式会社テスコ（東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号）を株式交換完全子会社とし、株式交換の効力発生日を平成29年9月1日とする株式交換の効力が発生したことを条件とする。
２．効力発生日までに第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

平成29年４月27日

甲：東京都品川区東大井二丁目13番8号
シンプロメンテ株式会社
代表取締役会長兼社長　内藤　秀雄　㊞

乙：東京都品川区東大井二丁目13番8号
シンプロメンテ分割準備株式会社
代表取締役　内藤　秀雄　㊞

（別紙）承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1.承継する資産

本件事業に係る一切の資産。但し、以下のものを除く。

(1) グループ経営管理事業に係る現預金
(2) 甲が株式会社テスコとの間で平成29年4月27日付で締結した「株式交換契約書」に基づき取得する株式会社テスコの株式
(3) 株式会社乃村工藝社との間で平成29年4月27日付で締結した「合弁契約書」に基づき引き受ける合弁会社の株式
(4) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

2.承継する負債

本件事業に係る一切の債務。但し、以下のものを除く。

(1) 租税債務及び法令上等の理由等により承継できない債務

(2) 未払配当金債務

(3) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる流動負債及び固定負債

3.承継する雇用契約

効力発生日の直前において甲が従業員との間で締結している雇用契約の一切。

4.承継するその他の契約上の地位

(1) 契約上の地位

本件事業に関する契約及びこれらの契約に基づく権利義務の一切。但し、以下のものを除く。

① 会計監査人との間で締結した監査契約（これに関連する契約を含む。）

② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに関連する契約を含む。）

③ 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約

④ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場及び上場維持等に関連して、新規上場時の主幹事証券会社との間で締結した一切の契約（これに関連する契約を含む。）

⑤ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して株式会社東京証券取引所との間で締結した上場契約（これに関連する契約を含む。）

⑥ 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約

⑦ 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業にかかる契約

5.承継する許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録、確認、認定及び届出等で法令上承継可能なもの。

以上

3．会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第４号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（分割対価の相当性）

当社は吸収分割承継会社である本分割準備会社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い本分割準備会社は、分割対価として株式その他の金銭等の交付はいたしません。また、本件分割により本分割準備会社の資本金及び資本準備金の額は増加いたしません。

(2) 会社法第758条第５号及び６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（新株予約権の交付及び割当て）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸 借 対 照 表

（平成29年 3 月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金及び預金	10,000	資本金	10,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(5) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

第２号議案に記載のとおり、当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、乃村工藝社との間で本提携を行うことを決議し、両社間で資本業務提携契約及び合弁契約を締結いたしました。

また、第２号議案に記載のとおり、当社は、同日開催の取締役会において、本提携の一環として、当社を株式交換完全親会社、テスコを株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成29年9月1日とする本株式交換に係る株式交換契約を締結することを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

第４号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

持株会社体制への移行に伴い、次のとおり、当社商号を「シンメンテホールディングス株式会社」に、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更することにつきまして、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

（1）本株式交換によりテスコを完全子会社とすること、及び本件分割により本分割準備会社（商号を「シンプロメンテ株式会社」に変更予定。）にメンテナンス事業を承継させることに伴い、新たな企業集団となったことを明確にするため、第１条（商号）を変更するものであります。

（2）持株会社としての機能を追加するとともに、完全子会社となるテスコの事業目的を勘案し、第２条（目的）に定める事項を追加するものであります。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1章　総　則	第1章　総　則
（商号） 第１条　当会社は、シンプロメンテ株式会社と称し、英文ではShin Pro Maint Inc.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、シンメンテホールディングス株式会社と称し、英文ではShin Maint Holdings Co.,Ltd.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
１～６　（省略）	１～６　（現行どおり）
（新設）	７　建物、設備、機器等のリース業務
	８　一般廃棄物および産業廃棄物処理ならびに収集運搬に関する一切の業務
	９　浄化槽の保守点検および清掃業務
７　各種店舗経営に関するコンサルタント業務	10　各種店舗経営に関するコンサルタント業務
８　メンテナンス受発注システムの開発設計、作成並びに販売	11　メンテナンス受発注システムの開発設計、作成並びに販売
９　損害保険代理業及び生命保険代理業	12　損害保険代理業及び生命保険代理業
（新設）	13　不動産の売買、貸借および斡旋
	14　古物品に関する事業
10　省エネルギー・省資源・低公害化の設備及び機器に関する総合コンサルタント業	15　省エネルギー・省資源・低公害化の設備及び機器に関する総合コンサルタント業
11　前各号に附帯する一切の業務	16　前各号に附帯する一切の業務

3．効力発生日
第１条及び第２条に係る定款変更の効力は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換及び本件分割の効力が発生することを条件として、本株式交換及び本件分割の効力発生日（平成29年９月１日）に生ずることといたします。

第５号議案　取締役５名選任の件

現在の取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため１名増員して取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	（ないとう ひでお） 内藤 秀雄 （昭和18年６月１日）	昭和41年４月　㈱吉野組入社 昭和58年10月　㈱タック設立　代表取締役 平成11年10月　当社入社 平成14年７月　当社代表取締役 平成19年11月　当社代表取締役会長 平成28年３月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱ShuManagement取締役	425,600株
2	（むらやま まさあき） 村山 政昭 （昭和41年９月25日）	昭和62年４月　㈱松英入社 平成８年５月　同社取締役 平成12年９月　㈱開成サンテック代表取締役 平成17年７月　当社入社 平成18年７月　当社取締役オペレーション部マネジャー 平成20年５月　当社取締役営業本部長 平成21年10月　当社常務取締役事業本部長 平成24年３月　当社専務取締役事業本部長（現任）	20,000株
3	（おおさき ひでふみ） 大崎 秀文 （昭和47年11月３日）	平成８年４月　日本食研㈱入社 平成11年８月　茂木会計事務所入所 平成14年９月　谷古宇公認会計士事務所入所 平成15年６月　当社入社 平成17年７月　当社管理部マネジャー 平成18年７月　当社取締役管理部マネジャー 平成20年５月　当社取締役管理本部長（現任）	26,000株
4	（ないとう つよし） 内藤 剛 （昭和47年５月10日）	平成７年４月　エレクトロニック･データ･システムズ入社 平成21年７月　日本ヒューレット・パッカード㈱転籍 平成28年11月　当社入社（現任）	130,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	（わき　もと　げん　いち） 脇　本　源　一 （昭和37年４月26日）	昭和61年４月　大和証券㈱入社 平成11年５月　㈱プライムシステム開発入社 平成16年11月　楽天証券㈱入社 平成20年12月　㈱トシュカ取締役 平成21年１月　当社取締役（現任） 平成23年９月　フィリップ証券㈱入社（現任）	－株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内藤剛氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 内藤剛氏は、当社代表取締役会長兼社長内藤秀雄氏の二親等内の親族であります。
4. 脇本源一氏は、社外取締役候補者であります。
脇本源一氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでに培われた豊富な知識・経験等をもとに、当社の企業価値向上にむけ深く携わっていただき、また当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためです。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって約８年となります。

第６号議案　監査役３名選任の件

現任の監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	（かみ　の　みつ　お） 上　野　満　雄 （昭和22年２月20日）	昭和40年４月　日本電気㈱入社 昭和48年５月　㈱青森木村コーヒー入社 平成16年４月　キーコーヒー㈱入社 平成19年３月　当社入社 平成21年１月　当社監査役（現任）	6,000株
2	（やま　がた　あり　のり） 山　縣　有　徳 （昭和23年10月４日）	昭和47年４月　日本航空㈱入社 昭和55年５月　㈱山縣エンタープライズ取締役 昭和57年２月　栃木産業㈱専務取締役（現任） 昭和60年１月　公益財団法人山縣有朋記念館副理事長（現任） 平成14年７月　当社監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 栃木産業㈱専務取締役 公益財団法人山縣有朋記念館副理事長	7,000株
3	（た　むら　とし　ろう） 田　村　稔　郎 （昭和27年３月９日）	昭和51年８月　小宮宗太郎公認会計士事務所入所 昭和55年11月　プライスウォーターハウス会計事務所入所 平成11年６月　監査法人トーマツ入社 平成14年８月　同法人代表社員 平成17年12月　田村公認会計士事務所設立所長（現任） 平成20年７月　当社監査役（現任） 平成28年２月　㈱キャンドゥ取締役（監査等委員）（現任）	4,600株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山縣有徳氏及び田村稔郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山縣有徳氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における役員経験を活かし、当社のコンプライアンスの強化を図るためであります。
4. 田村稔郎氏を社外監査役候補者とした理由は、監査法人においての代表社員としての経験を活かし、当社のコンプライアンスの強化を図るためであります。
5. 山縣有徳氏及び田村稔郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ約15年及び約９年となります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成28年３月１日
至　平成29年２月28日）

Ⅰ．会社の状況に関する重要な事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、期央までの中国など新興国の景気減速、円高の影響、年間を通じた個人消費の伸び悩みなどにより、足踏み状態が続きました。

このような経済環境の下、当社の主力取引先である外食産業は、平成28年においては、全体の売上高は堅調に推移し、前年比増となりましたが、業態ごとに明暗は分かれ、特に居酒屋業態については前年比を下回る結果となっております。また人手不足による人件費の上昇も継続しており、依然として厳しい状況が続いております。

当社が展開するトータルメンテナンスサービス事業は、店舗の設備・厨房機器及び内外装等の修理・修繕といった店舗運営には欠かせない業務を当社がアウトソーサーとして担うことによって顧客へ利便性・効率性・経済性を提供しております。メンテナンスのニーズそのものは、店舗の設備・厨房機器及び内外装等の存在がある以上、底堅いものがあり、当社としても、より素早く的確な対応が実現できるように、当社人員の増強による量的強化及び教育研修による質的強化に加え、メンテナンス協力業者のネットワーク拡充を継続して行っております。また営業面におきましては、サービス対象業界の拡大及びサービス対象店舗数の増加を目指した営業活動を強化し、規模及び価格での競争力を高めるよう徹底して推進すると同時に、顧客の多様なニーズに対する新たなメンテナンスの提案・計画・実施を推進しております。

これらのことから、当社売上高の大半を占める「緊急メンテナンスサービス」につきましては、新規顧客の獲得に加え、既存顧客のサービス対象店舗数及びメンテナンスの対象種類の増加による依頼数の増加、夏場のエアコン更新の受注増により、堅調に推移いたしました。

突発的な設備・機器の不具合発生を未然に防ぐための「予防メンテナンスサービス」につきましては、当社のメンテナンス実績が評価され、大手チェーン企業の店舗を中心に既存サービスであるエアコン、冷凍・冷蔵機器についての事前整備・点検・洗浄が好調に推移いたしました。

上記の結果、当事業年度の売上高は5,648,431千円（前年同期比14.4％増）、経常利益258,937千円（前年同期比22.3％増）、当期純利益は173,086千円（前年同期比43.3％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は26百万円で、主要なものはメンテナンス道場開設、システム投資等となっております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はございません。

(4) 対処すべき課題

現在、当社は、店舗に対するトータルメンテナンスサービスを提供する事業を中心に展開を進めておりますが、飲食店や小売店等からのあらゆるメンテナンスの要求に対して、的確なサービスをワンストップで提供するために、次の項目を課題として認識しております。

① 人材の育成

当社は、日々発生する店舗のメンテナンスを管理するオペレーション部門に優れた管理能力やコミュニケーション能力を持つ人材を配置することは、今後ますます増加するメンテナンス依頼に対応する上で重要な課題と考えております。

また、店舗運営の上での設備・機器のメンテナンスに関連する課題を解決する提案能力を有する人材を確保することは、今後の当社の成長にとって重要な課題です。

社員に対する新たな知識、技術の習得に加え、問題解決能力や提案力の強化等、教育訓練等の育成活動を実施してまいります。

② メンテキーパーの継続的なサービスレベルの向上

当社は実際のメンテナンスサービスを外注先であるメンテキーパーに委託しているビジネスモデルのため、メンテキーパーの資質、メンテナンススキル、機動性、工事を実施するための資格保有状況、過去の実績等の把握とメンテキーパーのサービスレベルの維持・向上は、非常に重要な経営課題のひとつです。

今後もサービスレベルの向上の観点からメンテキーパーの教育・研修や指導、管理により一層注力してまいります。

③　店舗メンテナンス業務のアウトソーシングについての認知度向上

チェーン展開、多店舗展開している企業には、相応の設備・機器等のメンテナンス業務が必要となり、企業の成長と共にその業務も増大していく傾向にあります。業務量増加に企業独自で対応しようとした場合、人員の確保や労働環境の整備、効率的なリソース活用など課題が出てきます。

当社は、メンテナンス業務のアウトソーシングを通じて、スムーズな業務遂行を行い、顧客企業に対して高い利便性、効率性、経済性を提供することができ、顧客企業の成長をサポートできる点を更に認知させることに努め、より一層のマーケットシェア拡大に努めてまいります。

④　業務基幹システムであるメンテシステムの維持・強化

当社の事業は、店舗で実施するメンテナンスを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に情報把握をできることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす当社の基幹システムである「メンテシステム」を安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い当該システムに対する負荷は、比例的に増大いたしますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針であります。

⑤　内部管理体制の強化

当社が継続的な企業価値の向上を目指すためには、コンプライアンス・リスク管理を念頭においた内部管理体制の強化・充実が不可欠であります。社内各部署の業務手順の適合性や部門間の連携を再点検し、適正かつ効率的な内部牽制機能が備わった体制を構築してまいります。

また、従業員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、モニタリング機能やリスク管理体制の強化・充実に努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層の御理解と御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目	第29期 自 平成25年３月１日 至 平成26年２月28日	第30期 自 平成26年３月１日 至 平成27年２月28日	第31期 自 平成27年３月１日 至 平成28年２月29日	第32期（当期） 自 平成28年３月１日 至 平成29年２月28日
売上高（千円）	3,676,118	4,307,370	4,936,002	5,648,431
経常利益（千円）	178,877	105,388	211,643	258,937
当期純利益（千円）	103,403	70,797	120,764	173,086
１株当たり当期純利益（円）	73.53	40.92	69.67	100.99
総資産（千円）	1,567,623	1,595,033	1,877,121	2,044,299
純資産（千円）	786,841	832,564	933,707	940,386

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成25年９月５日付で普通株式１株につき200株の分割を行っており、第29期の１株当たり当期純利益は遡及修正を行った数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容

店舗の設備・厨房機器及び内外装等のトータルメンテナンスサービス事業

(7) 主要な営業所等

本　　店：　東京都品川区東大井二丁目13番８号
営 業 所：　仙台・名古屋・大阪・福岡

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名	８名増	41歳0ヶ月	３年10ヶ月

（注）従業員数には、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員（36名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

Ⅱ．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　4,000,000株

（2）発行済株式の総数　1,683,257株（自己株式100,043株を除く）

（3）株主数　1,271名

（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数 株	持株比率 %
内藤秀雄	425,600	25.28
内藤秀治郎	188,600	11.20
株式会社ＳｈｕＭａｎａｇｅｍｅｎｔ	100,000	5.94
内藤剛	90,000	5.34
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ＆ＣＯ．ＲＥＧ	78,400	4.65
合田利恵	78,000	4.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	59,420	3.53
外池栄一郎	27,300	1.62
大崎秀文	26,000	1.54
内藤千佳子	24,000	1.42
西坂智佳	24,000	1.42

（注）1．当社は、自己株式100,043株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

2．持株比率は小数点第３位を切り捨てて表示しております。

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

（1）新株予約権の状況（平成29年２月28日現在）

① 新株予約権の概要

当社が職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の平成29年２月28日現在の状況は次のとおりです。

発行回次（発行日）	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	発行価格	権利行使時の１株当たりの払込金額	権利行使期間	対象者（発行時点）
第２回新株予約権（平成19年６月18日）	23個	当社普通株式 4,600株	無償	83円	平成21年６月19日～平成29年６月18日	当社従業員
第３回新株予約権（平成21年４月23日）	2個	当社普通株式 400株	無償	233円	平成23年４月24日～平成31年４月23日	当社従業員
第４回新株予約権（平成24年２月28日）	93個	当社普通株式 18,600株	無償	268円	平成26年３月1日～平成34年２月28日	当社取締役、および従業員

② 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	保有者数
社外取締役	第４回新株予約権	23個	1名

（2）当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項（平成29年２月28日現在）

特に記載すべき事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
内藤秀雄	代表取締役会長兼社長	㈱ShuManagement取締役
村山政昭	専務取締役事業本部長	
大崎秀文	取締役管理本部長	
脇本源一	取締役	
上野満雄	監査役	
山縣有徳	監査役	栃木産業㈱専務取締役 公益財団法人山縣有朋記念館副理事長
田村稔郎	監査役	

（注）1. 取締役脇本源一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山縣有徳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田村稔郎氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役田村稔郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　5名　117,575千円（うち社外 1名　2,600千円）
監査役　　3名　11,308千円（うち社外 2名　4,333千円）

（注）1. 平成25年５月30日開催の第28回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 平成25年５月30日開催の第28回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 期末日現在の取締役は４名、監査役は３名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役山縣有徳氏は、栃木産業株式会社の専務取締役及び公益財団法人山縣有朋記念館の副理事長であります。当社は、栃木産業株式会社、及び公益財団法人山縣有朋記念館との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況等について

該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	脇本源一	当該事業年度開催の取締役会15回中15回に出席しております。また、当社の経営課題等について独立した客観的な立場から質問し、意見を述べております。
監査役	山縣有徳	当該事業年度開催の取締役会15回中13回に、監査役会13回中11回に出席しており、必要に応じて、他の法人において業務執行を行う役員経験者としての見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。
監査役	田村稔郎	当該事業年度開催の取締役会15回中13回に、監査役会13回中11回に出席しており、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、代表取締役との意見交換を実施しております。

Ⅴ．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

東陽監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①　当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	14,070千円
②　当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	14,070千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認したことによります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針としております。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び運用状況の概要

当社は、会社法第362条第４項第６号に規定する株式会社の業務の適正を確保するための体制の基本方針について、平成25年１月16日開催の取締役会において下記の通り決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、経営理念の具体的実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底している。

(2) 当社は、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。
なお、同規範の第１条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社の断固とした姿勢を伝えている。

(3) コンプライアンス規程により、当社の具体的な取り組みを明らかにしている。

(4) コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。

(5) 当社は役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断される時は、取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。

(6) 当社は、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。

(7) 監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。

(8) 当社は、反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を、文書管理規程に基づき保管し管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の損失発生の危険の管理に対する基本的な考え方はボトムアップ型アプローチであり、第一義的に、実際の業務執行部門別に、損失発生の起因となるリスクの種類を精査し、各部門がリスク管理を実行することにしている。全社的な影響が大きく各部門が対応することが困難なリスク及び全社的に重要な影響を与えると判断されたリスクについては、取締役会でその対応を適宜、検討する。

(2) 前号の対応を組織的に明確にするために、リスク管理規程を定め、網羅的なリスク管理を実践することとしている。

(3) リスクを統合的に管掌する部門は管理本部とし、全社的なリスクコントロールを行うものとする。

(4) リスク管理委員会を設置し、四半期ごとに、全社的観点より、リスクの棚卸しを実践し、継続的かつ安定的な経営を目指す。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、定期的に取締役会を開催するとともに、常勤取締役、常勤監査役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。

(2) 当社は、取締役会もしくは経営会議で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。

(3) 取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。

(4) 取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役職員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。

(2) 当社は、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマル問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。

(3) 当社は、当社の財務報告にかかる内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(4) 当社は、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

各監査役に求められた場合、管理本部に監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。

(2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査役であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査役からの求めに応じて、取締役会その他監査役の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。

(2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

(3) 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、「監査役監査規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

(2) 監査役は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないか、モニタリングを常時行っております。また、内部監査室及び管理本部が中心となり、各部門に対して、内部統制システムの重要性及びコンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進させております。

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額については表示単位未満の数値を切り捨て、比率については四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年２月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**[1,922,000]**	**【流動負債】**	**[1,056,927]**
現金及び預金	1,135,245	買掛金	923,062
受取手形	17,667	リース債務	2,934
売掛金	707,768	未払金	61,148
商品	12,241	未払法人税等	44,675
未成業務支出金	12,334	未払消費税等	19,457
前払費用	8,110	預り金	5,286
短期貸付金	1,929	その他	361
繰延税金資産	4,781	**【固定負債】**	**[46,986]**
その他	23,035	リース債務	8,220
貸倒引当金	△1,115	役員退職慰労引当金	26,966
【固定資産】	**[122,299]**	資産除去債務	11,798
(有形固定資産)	(46,429)	**負債合計**	**1,103,913**
建物	28,514	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	3,613	**【株主資本】**	**[938,608]**
リース資産	9,943	資本金	233,438
その他	4,356	資本剰余金	191,762
(無形固定資産)	(15,553)	資本準備金	191,762
ソフトウェア	15,420	利益剰余金	637,365
その他	132	その他利益剰余金	637,365
(投資その他の資産)	(60,317)	繰越利益剰余金	637,365
投資有価証券	4,380	自己株式	△123,957
敷金及び保証金	33,625	**【評価・換算差額等】**	**[1,777]**
長期貸付金	1,227	その他有価証券評価差額金	1,777
保険積立金	11,759		
会員権	1,100		
繰延税金資産	8,225	**純資産合計**	**940,386**
資産合計	**2,044,299**	**負債・純資産合計**	**2,044,299**

損　益　計　算　書

（自　平成28年３月１日
至　平成29年２月28日）

（単位：千円）

科　　目		金　　額	
売上高			5,648,431
売上原価			4,427,455
	売上総利益		1,220,976
販売費及び一般管理費			962,348
	営業利益		258,627
営業外収益			
受取利息		303	
受取配当金		12	
貸倒引当金戻入益		379	
その他		146	841
営業外費用			
支払利息		513	
その他		18	531
	経常利益		258,937
特別利益			
固定資産売却益		2,484	2,484
	税引前当期純利益		261,421
	法人税、住民税及び事業税	83,278	
	法人税等調整額	5,056	88,335
	当期純利益		173,086

株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月1日　至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	232,631	190,966	190,966	508,546	508,546
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	806	796	796		
剰余金の配当				△44,267	△44,267
当期純利益				173,086	173,086
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					
当期変動額合計	806	796	796	128,818	128,818
当期末残高	233,438	191,762	191,762	637,365	637,365

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	932,144	1,562	1,562	933,707
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		1,602			1,602
剰余金の配当		△44,267			△44,267
当期純利益		173,086			173,086
自己株式の取得	△123,957	△123,957			△123,957
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			214	214	214
当期変動額合計	△123,957	6,464	214	214	6,678
当期末残高	△123,957	938,608	1,777	1,777	940,386

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品　　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 未成業務支出金　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法（平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）（リース資産を除く）

リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建　　物：　３～25年
工具、器具及び備品：　４～10年
リース資産：　５～６年
そ の 他：　２～５年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告32号平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　30,139千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）事業年度末日における発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	1,770,700	12,600	-	1,783,300

（2）事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
自己株式（株）	-	100,043	-	100,043

(3) 配当に関する事項

①配当支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,267	25.00	平成28年2月29日	平成28年5月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,864	32.00	平成29年2月28日	平成29年5月29日

(4) 事業年度末日において発行済の新株予約権の目的となる株式の数

	平成19年6月18日取締役会決議分	平成21年4月23日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,600株	400株
新株予約権の残高	23個	2個

	平成24年2月28日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	18,600株
新株予約権の残高	93個

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

（繰延税金資産）	
貸倒引当金繰入超過額	344
役員退職慰労引当金	8,257
未払社会保険料	1,191
未払事業税	3,245
資産除去債務	3,612
繰延税金資産合計	16,651
（繰延税金負債）	
有形固定資産（資産除去債務）	2,859
有価証券評価差額金	784
繰延税金負債合計	3,644
繰延税金資産純額	13,007

8．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しており、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権・敷金及び保証金について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,135,245	1,135,245	-
(2) 受取手形	17,667	17,667	-
(3) 売掛金	707,768	707,768	-
(4) 投資有価証券	4,380	4,380	-
(5) 敷金及び保証金	33,625	32,431	△1,193
資産計	1,898,687	1,897,493	△1,193
(1) 買掛金	923,062	923,062	-
(2) 未払金	61,148	61,148	-
(3) 未払法人税等	44,675	44,675	-
(4) リース債務	11,155	11,934	778
負債計	1,040,042	1,040,821	778

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

負　債

（1）買掛金、（2）未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）リース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

（注3）金銭債権

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,135,245	-	-	-
受取手形	17,667	-	-	-
売掛金	707,768	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	2,130	31,495
合計	1,860,682	-	2,130	31,495

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	2,934	8,220	-	-
合計	2,934	8,220	-	-

9．　1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　　558円67銭

(2)　1株当たり当期純利益　　100円99銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純利益	173,086千円
普通株式の期中平均株式数	1,713,871株

10. 重要な後発事象に関する注記

（株式会社テスコとの株式交換）

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社テスコ（以下、「テスコ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成29年５月下旬開催予定のテスコの臨時株主総会において承認を受け、かつ、本株式交換及び当社が持株会社体制に移行することについて、平成29年５月26日（予定）に開催の当社定時株主総会において承認を受けた上で、平成29年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

（1）本株式交換の当事会社の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換完全親会社	シンプロメンテ株式会社（当社）	飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心としたメンテナンス事業
株式交換完全子会社	株式会社テスコ	飲食店を中心とする店舗設備・機器（ファシリティ）のメンテナンス及び新設・改装事業

（2）本株式交換の法的形式

当社を完全親会社、テスコを完全子会社とする株式交換。

（3）本株式交換の目的及び理由

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

一方、テスコにつきましては、飲食店を中心とする店舗設備・機器（ファシリティ）のメンテナンス及び新設・改装を主要な事業内容とする会社で、現在は、株式会社乃村工藝社（以下、「乃村工藝社」といいます。）の完全子会社であります。乃村工藝社は、「われわれは 人間尊重に立脚し 新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する」という経営理念のもと、連結子会社12社を含めた乃村工藝社グループでディスプレイ事業を中心に事業展開をしております。

当社といたしましては、テスコとの株式交換契約によりテスコを完全子会社化することで、店舗メンテナンス事業のグループ運営体制を構築し店舗メンテナンス業界でナンバーワンとなること、また同日行われた店舗内装等ディスプレイ業界ナンバーワンである乃村工藝社グループとの資本業務提携により主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的としております。

これらにより、両社の「事業ネットワーク」「サービス」「人材」に係る経営資源及びノウハウの統合強化、並びに売上規模の拡大によるスケールメリットの追求により、経営基盤を一層強固なものとしつつ、両社の事業機会を拡大させ、もって相互の企業価値の向上を実現するため本株式交換を実施することといたしました。

(4) 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みであります。

なお、本株式交換により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定であります。

（株式会社乃村工藝社との資本業務提携及び合弁契約）

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、乃村工藝社との間で資本提携及び業務提携（以下、「本提携」といいます。）を行うことを決議し、両社間で資本業務提携契約及び合弁契約を締結いたしました。

なお、本提携につきましては、テスコとの株式交換及び当社が持株会社体制に移行することについて、平成29年５月26日（予定）に開催の当社定時株主総会による承認を条件に実施いたします。

(1) 本提携の目的及び理由

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

一方、乃村工藝社は、「われわれは 人間尊重に立脚し 新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する」という経営理念のもと、連結子会社12社を含めた乃村工藝社グループでディスプレイ事業を中心に事業展開をしております。

当社と乃村工藝社は、本提携により、当社がテスコを完全子会社化したうえで、店舗メンテナンス事業のグループ運営体制を構築し店舗メンテナンス業界でナンバーワンとなること、その上で、店舗内装等ディスプレイ業界ナンバーワンである乃村工藝社グループとの協業をもとに、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的としております。

これらにより、両社の「事業ネットワーク」「サービス」「人材」に係る経営資源及びノウハウの統合強化、並びに売上規模の拡大によるスケールメリットの追求により、経営基盤を一層強固なものとしつつ、両社の事業機会を拡大させ、もって相互の企業価値の向上を実現するために実施することといたしました。

(2) 資本提携の内容

両社は、当社を株式交換完全親会社、テスコを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うこととし、平成29年４月27日、当社とテスコとの間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換により、乃村工藝社は、当社の発行済株式総数の約10％（182,808株）を保有することとなり、当社の主要株主に該当することとなる予定です。

(3) 業務提携の内容

本提携のもと、売上規模の拡大によるスケールメリットの追求により、経営基盤を一層強固なものとしつつ、当社グループおよび当社の国内外における事業機会を拡大させ、もって相互の企業価値の向上を図ることを目的として、相互の顧客紹介、人材の交流・育成、新サービスの検討・開発等の協業を行うこととしております。

また、両社は、同日、当社及びテスコそれぞれのメンテナンス事業等から派生する飲食店等の新設・改装需要に応えることを目的とする合弁会社（概要は以下のとおりです。）を設立・運営し、もって、当社及び乃村工藝社並びに合弁会社の相互の発展を図ることを目的として、合弁契約を締結いたしました。

合弁会社の概要

①名称	株式会社ＴＮＰ
②所在地	東京都三鷹市
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　岡本 賢二
④事業内容	建築及び建築内装業
⑤資本金	50百万円
⑥設立年月日	平成29年５月中旬
⑦決算期	２月末日
⑧純資産	50百万円
⑨総資産	50百万円
⑩出資比率	株式会社乃村工藝社　　80% シンプロメンテ株式会社　20%

(4) 日程

① 本提携に係る取締役会決議日	平成29年４月27日
② 本提携の契約締結日	平成29年４月27日
③ 合弁会社設立日	平成29年５月中旬　(予定)
④ 定時株主総会においての株式交換契約の承認	平成29年５月26日　(予定)
⑤ 本提携の効力発生日	平成29年９月１日　(予定)

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成29年２月16日開催の取締役会において、平成29年９月１日を目途に持株会社体制へ移行するためにその準備に入ることを決議し、平成29年３月15日開催の取締役会において、会社分割を行うための準備会社として、当社が100%出資する子会社であるシンプロメンテ分割準備株式会社（以下、「本分割準備会社」といいます。）を設立する旨を決議し、平成29年３月30日付で設立いたしました。

当社は、平成29年４月27日開催の取締役会において、平成29年９月１日（予定）を効力発生日として、当社のメンテナンス事業を本分割準備会社に承継させる分社型吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、本分割準備会社との間で本件分割に係る吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしました。

なお、持株会社体制への移行につきましては、テスコとの株式交換とともに、平成29年５月26日（予定）に開催の当社定時株主総会において承認を受けた上で、平成29年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

(1) 結合当時企業、対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社	シンプロメンテ株式会社（平成29年9月1日付で「シンメンテホールディングス株式会社」に商号変更予定
対象事業の内容	メンテナンス事業
吸収分割承継会社	シンプロメンテ分割準備株式会社（平成29年9月1日付で「シンプロメンテ株式会社」に商号変更予定

(2) 分割効力発生日

平成29年9月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社であるシンプロメンテ分割準備株式会社を承継会社とする分社型の吸収分割。

(4) 持株会社体制の移行の背景及び目的

当社は、飲食及び物販・小売り店舗チェーンを中心に、現在全国29,000を超える店舗等にメンテナンスサービスを提供しております。店舗にある設備・機器や内外装の不具合についての対応依頼を受け付け、独自の協力会社のネットワークを用いて、お客様に成り代わり、修理・修繕、管理業務をワンストップで行う店舗メンテナンスアウトソーサーです。

そのメンテナンス事業を基盤事業として安定的に規模を拡大してまいりましたが、この度、主にチェーン展開型店舗を持つ企業へのより一層のサービスを提供することを目的として乃村工藝社と本提携についての契約、また、その本提携の一環として、テスコを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

この戦略遂行を迅速に当社の企業価値の向上につなげるためにも、各事業会社の責任体制の明確化を図るとともに、今後、M&A戦略を機動的かつ迅速に進めていくためにもグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定しております。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日) に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年４月27日

シンプロメンテ株式会社
取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　前原　一彦　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小杉　真剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シンプロメンテ株式会社の平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年４月27日開催の取締役会において、平29年９月１日を効力発生日（予定）として、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社テスコを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結している。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年４月27日開催の取締役会において、平成29年９月１日を効力発生日（予定）として、株式会社乃村工藝社との間で資本業務提携及び合弁契約を行うことを決議し、両社間で資本業務提携契約及び合弁契約を締結している。

3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年３月30日付にてシンプロメンテ分割準備株式会社を設立し、平成29年４月27日開催の取締役会において、会社のメンテナンス事業をシンプロメンテ分割準備株式会社に承継させることを決議し、同日、吸収分割契約を締結している。

上記の事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を内部監査室の協力を得て、調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月１日

シンプロメンテ株式会社　監査役会

常勤監査役　上　野　満　雄　㊞

社外監査役　山　縣　有　徳　㊞

社外監査役　田　村　稔　郎　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図



アワーズイン阪急（シングル館３階　A＋B会議室）
東京都品川区大井一丁目50番５号

■交通のご案内

●「大井町駅」徒歩１分

＜京浜東北線＞中央改札口を出て右側（中央西方面①）の階段をご利用ください。
＜りんかい線＞改札を出て右側（A2出口）のエスカレーターをご利用ください。
＜東急大井町線＞改札口を出て右側にJR線に沿って直進ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。